

議案第 4 4 号参考資料

利根町出産祝金支給条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、利根町出産祝金支給条例（令和 8 年利根町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による祝金の申請をしようとする者は、利根町出産祝金支給申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請書を受理したときは、利根町出産祝金支給申請受付処理簿（様式第 2 号。以下「受付簿」という。）に記載するものとする。

(支給の決定)

第 3 条 町長は、条例第 6 条の規定により祝金の支給を決定したときは、利根町出産祝金支給決定通知書（様式第 3 号）により、祝金を支給しないと決定したときは、利根町出産祝金不支給決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知しなければならない。

(現況届の提出)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定による現況の届出をしようとする者は、届出日における状況を記載した利根町出産祝金現況届（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

(支給の時期)

第 5 条 1 回目の祝金の支給は、条例第 6 条の規定により支給決定の日から 30 日以内に指定の金融機関口座に振り込むものとする。

2 2 回目の祝金の支給は、条例第 5 条第 2 項の規定による現況届の提出があった年の 12 月末日までに指定の金融機関口座に振り込むものとする。

(申請事項の変更)

第 6 条 受給者又は支給対象児が氏名、住所又は振込先を変更したときは、利根町出産祝金申請事項変更申請書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

(支給停止の通知)

第 7 条 町長は、条例第 7 条第 2 項の規定により支給を停止したときは、利根町出産祝金支給停止通知書（様式第 7 号）により受給者に通知しなければならない。

(受給資格喪失の通知)

第8条 町長は、条例第8条及び第10条の規定による受給者が受給資格を喪失したときは、利根町出産祝金受給資格喪失通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（受給者変更の特例）

第9条 条例第9条第1項の規定により新たに支給対象児を養育することとなった者（以下この条において「新申請者」という。）は、利根町出産祝金受給者変更申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第9条第3項の規定により変更を承諾したときは、利根町出産祝金受給者変更承諾通知書（様式第10号）により、変更を承諾しないときは、利根町出産祝金受給者変更不承諾通知書（様式第11号）により新申請者に通知しなければならない。

3 前項の規定による変更前の受給者が行方不明のときは、公示による通知をすることができる。

4 公示による通知は、町長が通知すべき書類を保管し、通知すべき者にいつでも交付する旨を利根町公告式条例（昭和55年利根町条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（祝金の返還）

第10条 町長は、条例第10条の規定による返還の請求を行うときは、利根町出産祝金返還請求書（様式第12号）により返還すべき者に通知しなければならない。

2 返還の請求を受けた者は、町長の指定する方法により速やかに請求金額を返還しなければならない。

（支給台帳）

第11条 町長は、利根町出産祝金支給台帳（様式第13号）を備え、祝金の支払状況等を明らかにしておかなければならない。

（補則）

第12条 この規則で定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和18年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同

日以前に出生した支給対象児を養育している支給対象者については、同日後も、なおその効力を有する。